

コミュニティ通訳ボランティア育成・活動促進事業 企画提案公募要領

1 事業概要

平成 23 年 3 月、大阪府は、大阪の国際競争力を強化するため、「大阪府国際化戦略」を策定しました。また、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「OFIX」という。）と大阪府は、この戦略を踏まえて、「大阪府国際化戦略アクションプログラム」を策定し、「グローバル人材の育成」と「外国人の受入環境整備」に重点的に取り組むこととしております。

本事業は、外国人の受入環境整備の事業のひとつである外国人相談体制の強化の一環として、基礎自治体における行政情報の提供・相談対応の強化をめざすため、地域で活動できる通訳ボランティアの育成・活動促進を図ることを目的として実施するものです。

2 事業内容

(1) 事業名

コミュニティ通訳ボランティア育成・活動促進事業

(2) 事業の背景・目的

大阪府に暮らす外国人の方は約 21 万人おられ、その国籍も様々です。

地域の国際交流協会等においては、大阪ではじめて暮らす方への行政情報の提供から生活相談など、外国人に身近な多言語サービスを実施することが求められています。

この事業では、外国人の受入環境整備の一環として、地域における多言語サービスを円滑に提供するため、コミュニティ通訳ボランティアの育成・活動促進を図ることを目的としています。

(3) 事業の概要

別添の仕様書を参照してください。

(4) 各事業委託上限額

別添の仕様書を参照してください。

(5) 事業委託期間

別添の仕様書を参照してください。

3 スケジュール

平成 25 年 4 月 25 日（木）	公募・質問受付開始
平成 25 年 5 月 17 日（金）	質問受付締切
平成 25 年 5 月 24 日（金）	提案書類提出締切
平成 25 年 5 月 31 日（金）（予定）	審査
平成 25 年 6 月上旬	契約締結
平成 25 年 契約締結後	事業開始
平成 26 年 1 月末日	事業終了

4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てを含む。以下「再生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の再生手続開始の決定（旧更生事件に係る新法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この公示の日から契約の相手方を決定するまでの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- イ 大阪府暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- ウ 大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等の関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

5 応募手続

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「4 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
- ア 配布期間
平成 25 年 4 月 25 日（木）から
- イ 配布方法
OFIX のホームページ（<http://www.ofix.or.jp/>）からダウンロードしてください。
- ウ 申請受付
平成 25 年 5 月 24 日（金）必着
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9 時 15 分から 17 時 30 分まで）
- エ 申請先

(公財)大阪府国際交流財団 企画推進課 大阪市中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか 5 階 TEL : 06-6966-2400 FAX : 06-6966-2401

- オ 提出方法
持参または郵送（郵送の場合は、郵送後に到達確認の連絡をお願いします。）
- カ 費用負担
応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

提案公募の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

① 応募書類

- ア 申請書 【様式1：原本1部、コピー4部】
イ 企画提案書 【様式2：原本1部、コピー4部】
ウ 積算内訳書 【様式3：原本1部、コピー4部】
エ 活動状況報告書 【様式4：原本1部、コピー4部】

上記（エ）に加え、別途過去に実施した類似の事業実績があればご提出ください。

オ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書 【様式5：1部】
② 共同企業体協定書（写し） 【様式6：1部】
③ 使用印鑑届 【様式7：1部】
- カ 誓約書（参加資格関係） 【様式8：1部】
- キ 定款又は寄付行為の写し 【1部】（原本証明してください。）
- ク 平成24年度決算書（見込みを含む）、平成25年度予算書・事業計画書【1部】
- ケ 障害者雇用状況報告書の写し【1部】
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が50人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済みで受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は受付印不要）
 - ・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
- ウ 応募書類の提出に際しては、原本1部及びコピー4部をそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと、提案事業者名等を記入してください。
- オ 書類提出後の提出・差替えは認めません（当財団が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

6 質問受付

(1) 受付期間

公募開始日から平成25年5月17日（金）まで

(2) 提出方法

- ・下記電子メールアドレスで受け付けます。
info@ofix.or.jp
- ・「件名」に「[質問]」と明記してください。
- ・送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
- ・質問への回答は OFIX ホームページ (<http://www.ofix.or.jp/>) に掲載し、個別には回答しません。
- ・電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

7 審査方法

(1) 審査方法

- ア 提出された応募書類に基づき、選定委員会による審査を行い、事業候補者を選定します。
- イ 審査は書類審査にて行います。
- ウ 提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 事業候補者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた応募者全員に通知いたします。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、事業候補者（契約交渉の相手方）と申込団体数について OFIX ホームページ (<http://www.ofix.or.jp/>) において公表します。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

- 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と当財団との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に当財団と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、事業終了後の精算払いとします。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方は、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者。
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金の納付する必要があります。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の

提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価値が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価値）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は当財団が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下、この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供する担保の価値は、小切手金額による。

エ 銀行又は当財団が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

オ 銀行又は当財団が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は当財団が确实と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(7)(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券をOFIXに寄託しなければならない。

イ 大阪府、OFIX やその他行政機関、公益法人と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去3年間で1件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。